

公益財団法人農学会農学教育推進委員会規則

平成15年3月20日制定

平成23年3月23日改定

平成24年5月22日改定

平成30年3月10日改定

(設置)

第1条：公益財団法人農学会に農学教育推進委員会（以下委員会という。）を置く。

(任務)

第2条：委員会は、公益財団法人農学会定款第4条にかかげる事業を推進するため、次に関連する事項を審議する。

- (1) 農学分野における技術者教育を含む農学教育の推進に関する事項。
- (2) 一般社団法人日本技術者教育認定機構（以下 JABEE という。）農学一般関連分野として必要な事項。
- (3) その他委員会で必要として認めた事項。

(組織)

第3条：委員会は、委員長、副委員長、幹事及び委員をもって組織する。

(委員長等)

第4条：委員長は、委員の互選により選出し、公益財団法人農学会会長が委嘱する。

(委員)

第5条：委員は、次の各号に掲げる者に公益財団法人農学会会長が委嘱する。

- (1) 農学系学協会より推薦された者。
- (2) JABEE 各種委員会の委員。
- (3) その他委員長が必要と認めた者。

(委員の任期)

第6条：委員長、副委員長、幹事及び委員の任期はそれぞれ2年とし、再任を妨げない。なお、任期途中で委員の交代があった場合の任期は、残任期間とする。

(招集及び議長)

第7条：委員長は、委員会を招集し、その議長となる。委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。

(運営費)

第8条：本委員会の運営にかかる経費については、別に定める。

(その他)

第9条：第5条1項の委員は会議の招集を要請することができる。

2 委員長は、本委員会の審議結果を公益財団法人農学会会長に報告する。

附則 本規則は、平成30年4月1日より実施する。